

平成29年3月9日(木曜日) 第 2876 号

発 行 **宮 崎 県**

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

目 次

 ○土砂災害警戒区域の指定(3件) (砂防課) 3
○土砂災害特別警戒区域の指定(3件) (〃) 5
○都市計画事業の認可 (都市計画課) 7
公告
○都市計画の変更図書の写しの縦覧(2件) (都市計画課) 7
公安委員会規則
○宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正す

些 元

宮崎県告示第 166号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
寺山 茜 (あかね鍼灸整骨 院)	小林市野尻町東麓2012 - 2	平成29年1月21日
津田 貴人 (フレアス在宅マ ッサージ都城拠点)	都城市下川東2丁目33 40 ガーデンSK 101 号	平成29年2月17日
尾﨑 忠弘 (株式会社りっし ん自立援助協会 都城事業所)	都城市前田町 9 街区11 号	平成29年3月1日
三溝 央貴 (株式会社りっし ん自立援助協会	都城市前田町 9 街区11 号	平成29年3月1日

都城事業所)

宮崎県告示第 167号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び 更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
訪問看護ステーションデ	都城市	訪問看護事業	平成29年
ューン都城		所	3月1日

宮崎県告示第 168号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第 137号)第 15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定区域	埋立地の区分
都城市関之尾町7221番 261	廃棄物の処理及び清掃に関する
の一部	法律施行令第13条の2第1号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。 平成29年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 169号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款(平成8年宮崎県告示第515号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(発注者の解除権)

第46条 [略]

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注 者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者 の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除さ れた場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこ れに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契 約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる

(談合その他不正行為による発注者の解除権)

第46条の2 [略]

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合 に準用する。

第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、<u>第46条第1項又は</u>|第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、<u>第46条又は第46条</u> 前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解 除することができる。

[略]

(解除に伴う措置)

第49条 「略]

2 [略]

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合 を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額 (第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その 部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の 出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合におい て、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解 除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあってはその余剰 (発注者の解除権)

第46条 [略]

(談合その他不正行為による発注者の解除権) 第46条の2 「略]

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第46条の3 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合におい ては、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者 の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰 すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場
- 2 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定め る者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合と みなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合 破産法 (平成16年法律第75号) 第74条第1項の規定により選任された 破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合 会社更 生法(平成14年法律第 154号)第67条第1項の規定により選任 された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合 民事再 生法(平成11年法律第 225号)第2条第2号に規定する再生債 務者等
- 3 第1項各号のいずれかに該当する場合(第46条第6号の規定に より、この契約が解除された場合を除く。) において、第4条の 規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行わ れているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1項の違約金に充当することができる。

_(その他の理由による発注者の解除権)

- の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除する ことができる。
- 2 [略]

(解除に伴う措置)

第49条 「略]

2. 「略]

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合 を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額 (第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その 部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の 出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合におい て、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解 除が第46条若しくは第46条の2の規定によるとき又は解除が第46 額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 2.8パー セントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を 含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した 額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあって はその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4~7 [略]

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の 期限、方法等については、この契約の解除が第46条又は第46条の 2の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは 受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第 5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方 法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとす

(談合その他不正行為による損害賠償の予約)

第49条の 2 受注者は、第46条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当す|第49条の 2 受注者は、第46条の 2 各号のいずれかに該当するとき るときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金 として、請負代金額の10分の2に相当する金額を支払わなければ ならない。工事が完了した後も同様とする。

2 • 3 [略]

附則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法 律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり 土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとす

平成29年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の渓流番号又は 箇 所 番 号	
国富町	寺崎地区	06 - 382 - 1 - 003	土 石 流
	城 平 川	06 - 382 - 1 - 004	土 石 流
	和田川	06 - 382 - 1 - 005	土 石 流
	城平地区	06 - 382 - 1 - 006	土 石 流
	城平地区-新①	06-382-1-006 -新①	土 石 流
	和田地区	06 - 382 - 1 - 007	土 石 流
	大 迫 川	06 - 382 - 1 - 008	土 石 流
	寺 崎 川	06 - 382 - 2 - 001	土 石 流
	大坪谷川 - 1	06 - 382 - 2 - 002	土 石 流

条の3第2項各号に該当するときにあってはその余剰額に前払金 の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 2.8パーセントの割 合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間に ついても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の利息を 付した額を、解除が前2条の規定によるときにあってはその余剰 額を発注者に返還しなければならない。

4~7 「略]

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の 期限、方法等については、この契約の解除が第46条若しくは第46 条の2の規定によるとき又は解除が第46条の3第2項各号に該当 するときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発 注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及 び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等につい ては、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(談合その他不正行為による損害賠償の予約)

は、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として 、請負代金額の10分の2に相当する金額を支払わなければならな い。工事が完了した後も同様とする。

2 • 3 [略]

大坪谷川-2	06 - 382 - 2 - 003	土 石 流
寺ノ下	I - 1 - 0932	急傾斜地の崩壊
上の原 - 2	II - 1 - 5860	急傾斜地の崩壊
寺崎 - 1	II - 1 - 5866	急傾斜地の崩壊
国富和田-	Ⅲ - 1 - 9554 - 新①	急傾斜地の崩壊
国富和田-2	Ⅲ - 1 - 9554 - 新②	急傾斜地の崩壊
国富和田-3	Ⅲ - 1 - 9554 - 新③	急傾斜地の崩壊
国富和田-	Ⅲ - 1 - 9554 - 新④	急傾斜地の崩壊
国富和田-5	Ⅲ - 1 - 9554 - 新⑤	急傾斜地の崩壊
寺崎 - 2	III - 1 - 9560	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり 土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとす

平成29年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の渓流番号又は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
高鍋町	高月川	08 - 401 - 1 - 003	土 石 流
	小 丸 川	08 - 401 - 2 - 001	土 石 流
	黒 谷 川	08 - 401 - 3 - 001	土 石 流
	山下谷川	08 - 401 - 3 - 002	土 石 流
	黒 谷	I - 1 - 1069	急傾斜地の崩壊
	坂 本	I - 1 - 1070	急傾斜地の崩壊
	家床	I - 1 - 1072	急傾斜地の崩壊
	家床-新①	I-1-1072-新①	急傾斜地の崩壊
	嶋 田	I - 1 - 2105	急傾斜地の崩壊
	黒 谷 2	I - 1 - 2107	急傾斜地の崩壊
	桧谷-1	I - 1 - 3389	急傾斜地の崩壊
	光音寺	II - 1 -3390	急傾斜地の崩壊
	光音寺-新 ①	Ⅱ - 1 - 3390 - 新①	急傾斜地の崩壊
	青 木	II - 1 - 6096	急傾斜地の崩壊
	桧谷-2	II - 1 - 6098	急傾斜地の崩壊
	西小並-1	II - 1 - 6099	急傾斜地の崩壊
	浦芳太郎下	II - 1 -6101	急傾斜地の崩壊
	神祭野	II - 1 -6103	急傾斜地の崩壊
	神祭野-新	Ⅱ - 1 -6103-新①	急傾斜地の崩壊
	正祐寺	II - 1 -6104	急傾斜地の崩壊
	宮ヶ谷	II - 1 -6105	急傾斜地の崩壊

北唐木戸	II - 1 -6108	急傾斜地の崩壊
太平寺-1	II - 1 -6111	急傾斜地の崩壊
太平寺-2	II - 1 -6112	急傾斜地の崩壊
職可の壱	II - 1 -6113	急傾斜地の崩壊
久 保 田	П — 1 — 6116	急傾斜地の崩壊
高平 - 1	II - 2 - 0372	急傾斜地の崩壊
高平-1-新①	II - 2 -0372-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 172号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法 律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり 土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとす る。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の渓流番号又は 箇 所 番 号	
椎葉村	大岩屋谷川	09 - 430 - 1 - 008	土 石 流
	古枝尾谷川	09 - 430 - 1 - 009	土 石 流
	古枝尾谷川	09 - 430 - 1 - 010	土 石 流
	坂本谷川	09 - 430 - 2 - 014	土 石 流
	坂本谷川1	09 - 430 - 2 - 015	土 石 流
	天包谷川	09 - 430 - 2 - 016	土 石 流
	坂本谷川2	09 - 430 - 2 - 017	土 石 流
	坂本谷川4	09 - 430 - 2 - 019	土 石 流
	古枝尾谷川	09 - 430 - 2 - 022	土石流
	古枝尾谷川	09 - 430 - 2 - 023	土 石 流
	古枝尾 1	I - 1 - 3543	急傾斜地の崩壊

	- 当 嗬	<u> </u>	<u>Z</u>
古枝尾1-新①	I - 1 - 3543 - 新①	急傾斜地の崩壊	
天 包 1	II - 1 - 7302	急傾斜地の崩壊	
天 包 2	II - 1 - 7303	急傾斜地の崩壊	
天包2-新	Ⅱ - 1 - 7303 - 新①	急傾斜地の崩壊	
不土野上1	II - 1 - 7304	急傾斜地の崩壊	
不土野上 2	II - 1 - 7305	急傾斜地の崩壊	
不土野上 2 -新①	Ⅱ - 1 - 7305 - 新①	急傾斜地の崩壊	
不土野上 2 -新②	Ⅱ - 1 - 7305 - 新②	急傾斜地の崩壊	
不土野上 2 -新3	Ⅱ - 1 - 7305 - 新③	急傾斜地の崩壊	
不土野上3	II - 1 - 7306	急傾斜地の崩壊	
不土野中 2	II - 1 - 7307	急傾斜地の崩壊	
不土野中 2 -新①	Ⅱ - 1 - 7307 - 新①	急傾斜地の崩壊	
不土野中3	II - 1 - 7308	急傾斜地の崩壊	
不土野中 3 -新①	Ⅱ - 1 - 7308 - 新①	急傾斜地の崩壊	
中尾 3	II - 1 - 7309	急傾斜地の崩壊	
中尾3-新	Ⅱ - 1 - 7309 - 新①	急傾斜地の崩壊	
大岩屋 1	II - 1 - 7310	急傾斜地の崩壊	
大岩屋 1 - 新①	Ⅱ - 1 - 7310 - 新①	急傾斜地の崩壊	
不土野下 1	II - 1 - 7311	急傾斜地の崩壊	
不土野中 4	II - 1 - 7314	急傾斜地の崩壊	
不土野中 4 -新①	Ⅱ - 1 -7314-新①	急傾斜地の崩壊	
不土野中 5	II - 1 - 7315	急傾斜地の崩壊	

出小屋 1	II - 1 - 7318	急傾斜地の崩壊	
出小屋 2	II - 1 - 7319	急傾斜地の崩壊	
古枝尾 2	II - 1 - 7320	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり 土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

		宮崎県知事	川 野 俊 嗣
市町村名	地区名	土砂災害特別警戒 区域の渓流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
国富町	寺崎地区	06 - 382 - 1 - 003	土 石 流
	城 平 川	06 - 382 - 1 - 004	土 石 流
	和田川	06 - 382 - 1 - 005	土 石 流
	城平地区	06 - 382 - 1 - 006	土 石 流
	城平地区-新①	06- 382-1- 006 -新①	土 石 流
	大 迫 川	06 - 382 - 1 - 008	土 石 流
	寺 崎 川	06 - 382 - 2 - 001	土 石 流
	大坪谷川 - 1	06 - 382 - 2 - 002	土 石 流
	大坪谷川 - 2	06 - 382 - 2 - 003	土 石 流
	寺ノ下	I - 1 - 0932	急傾斜地の崩壊
	上の原-2	II - 1 - 5860	急傾斜地の崩壊
	寺崎 - 1	II - 1 - 5866	急傾斜地の崩壊
	国富和田-	Ⅲ — 1 — 9554 — 新①	急傾斜地の崩壊
	国富和田-2	Ⅲ - 1 - 9554 - 新②	急傾斜地の崩壊

			Г
国富和田-	Ⅲ - 1 - 9554 - 新③	急傾斜地の崩壊	
国富和田-	Ⅲ - 1 - 9554 - 新④	急傾斜地の崩壊	
国富和田 - 5	Ⅲ-1-9554-新⑤	急傾斜地の崩壊	
寺崎 - 2	Ш — 1 — 9560	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 174号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒 区域の渓流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類		
高鍋町	高月川	08 - 401 - 1 - 003	土 石 流		
	黒 谷 川	08 - 401 - 3 - 001	土 石 流		
	黒 谷	I - 1 - 1069	急傾斜地の崩壊		
	坂 本	I - 1 - 1070	急傾斜地の崩壊		
	家 床	I - 1 - 1072	急傾斜地の崩壊		
	家床-新①	I - 1 - 1072 - 新①	急傾斜地の崩壊		
	嶋 田	I - 1 - 2105	急傾斜地の崩壊		
	黒 谷 2	I - 1 - 2107	急傾斜地の崩壊		
	桧谷-1	I - 1 - 3389	急傾斜地の崩壊		
	光音寺	II - 1 - 3390	急傾斜地の崩壊		
	光音寺-新	II - 1 - 3390 - 新①	急傾斜地の崩壊		
	青 木	II - 1 - 6096	急傾斜地の崩壊		
	桧谷-2	II - 1 - 6098	急傾斜地の崩壊		

西小並-1	II - 1 - 6099	急傾斜地の崩壊		
浦芳太郎下	П — 1 — 6101	急傾斜地の崩壊		
神祭野	II - 1 -6103	急傾斜地の崩壊		
神祭野-新	II - 1 -6103-新①	急傾斜地の崩壊		
正祐寺	II - 1 -6104	急傾斜地の崩壊		
宮ヶ谷	II - 1 -6105	急傾斜地の崩壊		
北唐木戸	II - 1 -6108	急傾斜地の崩壊		
太平寺 - 1	П — 1 — 6111	急傾斜地の崩壊		
太平寺 - 2	II - 1 -6112	急傾斜地の崩壊		
職可の壱	II - 1 -6113	急傾斜地の崩壊		
久 保 田	II - 1 -6116	急傾斜地の崩壊		
高平 - 1	II - 2 - 0372	急傾斜地の崩壊		
高平-1-新①	II - 2 -0372-新①	急傾斜地の崩壊		

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり 土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒 区域の渓流番号 又は箇所番号	原因となる自然
椎葉村	大岩屋谷川	09 - 430 - 1 - 008	土 石 流
	古枝尾谷川	09 - 430 - 1 - 009	土 石 流
	古枝尾谷川	09 - 430 - 1 - 010	土 石 流
	坂本谷川	09 - 430 - 2 - 014	土 石 流
	坂本谷川1	09 - 430 - 2 - 015	土 石 流

天包谷川	09 - 430 - 2 - 016	土	石	流
坂本谷川2	09 - 430 - 2 - 017	土	石	流
坂本谷川 4	09 - 430 - 2 - 019	土	石	流
古枝尾谷川	09 - 430 - 2 - 022	土	石	流
古枝尾谷川	09 - 430 - 2 - 023	土	石	流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 176号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第59条第1項の規定により 、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
 - 宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

宮崎広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設 宮崎西インターチェンジ周辺地区一団地の津波防災拠点市街地 形成施設事業

3 事業施行期間

平成29年3月9日から平成33年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

宮崎市大字柏原字北ノ迫、字高野迫、字古宮田、字高後及び大 字有田字下中尾、字上中尾、字三間伏、字大戸地内 使用の部分 なし

公告

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称 延岡市
- 2 都市計画の種類及び名称 日向延岡新産業都市計画道路3・3・12号 日の出通線
- 3 縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課 宮崎県延岡土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称 延岡市
- 2 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画公園

- 2・2・178号 多々良第1街区公園
- 2 · 2 · 179号 多々良第 2 街区公園
- 2 · 2 · 180号 多々良第 3 街区公園
- 3 縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課 宮崎県延岡土木事務所

公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年3月9日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第3号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則(昭和56年宮崎県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 (生活安全部の分課) 第10条 生活安全部に次の<u>5 課</u>及び特別機動警察隊を置く。 [略] 生活環境課

(生活安全企画課)

第11条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(5) [略]

(6) <u>公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例</u>(平成 11年宮崎県条例第74号)の施行に関すること。 (生活安全部の分課)

第10条 生活安全部に次の6課及び特別機動警察隊を置く。

改正後

[略]

生活環境課

サイバー犯罪対策課

(生活安全企画課)

第11条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(5) [略]

(6) <u>宮崎県迷惑行為防止条例</u>(平成11年宮崎県条例第74号)の施行に関すること。

(7)~(9) [略]

- 2 生活安全企画課に犯罪抑止対策室を置く。
- さどる。
- 4 <u>犯罪抑止対策室に犯罪抑止対策室長</u>を置き、警視又は警部をも って充てる。
- を掌理する。

(生活環境課)

- 第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1)~(7) [略]
 - (8) 探偵業の届出受理等及び指導並びに行政処分に関すること
 - (9) サイバー犯罪に関すること。
 - (10) 不正指令電磁的記録に関する犯罪の取締りに関すること。
 - (11) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第 _128号) の施行に関すること。
 - (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行 為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)の施行に関す ること。

(13) [略]

2 生活環境課に許可等事務管理室<u>及びサイバー犯罪対策室</u>を置く

 $3 \sim 5$ 「略】

- 6 サイバー犯罪対策室においては、サイバー犯罪に関する事務を つかさどる。
- 7 サイバー犯罪対策室にサイバー犯罪対策室長を置き、警視又は 警部をもって充てる。
- 8 サイバー犯罪対策室長は、上司の命を受け、サイバー犯罪対策 室の事務を掌理する。

(7)~(9) 「略]

- 2 生活安全企画課に人身安全対策室を置く。
- 3 犯罪抑止対策室においては、犯罪抑止対策に関する事務をつか 3 人身安全対策室においては、人身安全対策に関する事務をつか さどる。
 - 4 人身安全対策室に人身安全対策室長を置き、警視又は警部をも って充てる。
- 5 犯罪抑止対策室長は、上司の命を受け、犯罪抑止対策室の事務 5 人身安全対策室長は、上司の命を受け、人身安全対策室の事務 を掌理する。

(生活環境課)

- 第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1)~(7) [略]
- (8) 探偵業及びインターネット異性紹介事業の届出受理等及び 指導並びに行政処分に関すること。

(9) [略]

2 生活環境課に許可等事務管理室を置く。

3~5 [略]

(サイバー犯罪対策課)

- 第13条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさど
 - (1) サイバー犯罪に関すること。
 - (2) 不正指令電磁的記録に関する犯罪の取締りに関すること。
 - (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第 _128号) の施行に関すること。
 - (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行 為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)の施行に関す ること (生活環境課の所管に属するものを除く。)。
 - (5) サイバーセキュリティの推進に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、本部長及び生活安全部長の命 ずる事務に関すること。

第13条の3 [略]

(刑事企画課)

- 第14条の2 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1)~(6) [略]
 - (7) 捜査支援分析に関すること。

(8) • (9) [略]

- 2 刑事企画課に<u>捜査支援室</u>を置く。
- 3 総合捜査対策室においては、捜査対策に関する事務をつかさど 3 捜査支援室においては、犯罪統計及び捜査支援分析に関する事 務をつかさどる。

第13条の2 [略]

(刑事企画課)

- 第14条の2 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1)~(6) [略]
 - (7) 事態対処事案に関すること。
 - (8) 捜査支援に関すること。
 - (9) 他の課の所管に属しない犯罪の捜査に関すること。
 - (10) (11) [略]
- 2 刑事企画課に総合捜査対策室を置く。
- る。

- 4 総合捜査対策室に総合捜査対策室長を置き、警視又は警部をも 4 捜査支援室に捜査支援室長を置き、警視又は警部をもって充て
- 5 総合捜査対策室長は、上司の命を受け、捜査対策室の事務を掌 5 捜査支援室長は、上司の命を受け、捜査支援室の事務を掌理す 理する。

(組織犯罪対策課)

第16条の2 [略]

2 [略]

- る事務をつかさどる。
- 4 5 「略]

(警備部の分課)

第26条 警備部に次の2票及び機動隊を置く。

[略]

警備第二課

(警備第一課)

第27条 警備第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) [略]
- (2) 警備犯罪の取締り(警備第二課の所管に属するものを除く 。) に関すること。

(3)~(5) [略]

- 2 警備第一課に外事・国際テロリズム対策室を置く。
- 3 外事・国際テロリズム対策室においては、外事・国際テロリズ ムに関する事務をつかさどる。
- 4 外事・国際テロリズム対策室に外事・国際テロリズム対策室長 を置き、警視又は警部をもって充てる。
- 5 外事・国際テロリズム対策室長は、上司の命を受け、外事・国 際テロリズム対策室の事務を掌理する。

(警備第二課)

第28条 [略]

- る。

(組織犯罪対策課)

第16条の2 [略]

- 2 [略]
- 3 犯罪収益対策室においては、犯罪による収益の移転防止に関す 3 犯罪収益対策室においては、犯罪による収益の移転防止及び国 際捜査共助に関する事務をつかさどる。
 - 4 5 「略]

(警備部の分課)

第26条 警備部に次の3課及び機動隊を置く。

[略]

警備第二課

外事課

(警備第一課)

- 第27条 警備第一課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) [略]
 - (2) 警備犯罪の取締り(警備第二課及び外事課の所管に属する ものを除く。)に関すること。
 - (3)~(5) [略]

(警備第二課)

第28条 [略]

(外事課)

- 第28条の2 外事課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 国際テロリズムその他外国人に係る警備情報に関すること
 - (2) 国際テロリズムその他外国人に係る警備犯罪の取締りに関 すること。
 - (3) 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な 活動に関する警備情報に関すること。
 - (4) 前号の活動に関する警備犯罪の取締りに関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本部長及び警備部長の命ずる 事務に関すること。

この規則は、平成29年3月21日から施行する。ただし、第11条第1項第6号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

平成 29 年 3 月 9 日 (木曜日) 第 2876 号	宮山	崎 .	県	公	報